

令和 5 年 第 8 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録									
開催年月日		令和5年8月24日（木）							
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室							
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時06分			議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 10時33分			議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長	江 口 泰 夫		仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員				
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要	
	1	関 山 功 一		出席	1	齋 藤 光 則		欠席	
	2	岡 安 広		出席	2	賀 嶋 功		出席	
	3	中 村 信 明		出席	3	依 田 正 次		出席	
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席	
	5	町 田 一 二		出席	5	小 林 一 夫		出席	
	6	八 木 澤 君 子		出席	6	千 葉 佳 織		出席	
	7	江 原 健 治		出席	7	安 野 和 好		出席	
	8	神 田 潔		出席	8	清 水 清		出席	
	9	吉 田 敏 雄		出席	9	今 泉 志 江		出席	
	10	齋 藤 美佐夫		出席					
	11	大 山 峰 夫		出席					
	12	大 橋 進		出席					
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名	
	14	山 下 幸 一		出席		欠席者		1名	
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課			
事務局		事務局長	佐々木 雅美			主幹	水野 慶之助		
		主査	塩村 孝太郎			主任	安藤 寛子		
		主事	菊地 広基						
説明員		事務局長	佐々木 雅美			主査	塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子			主事	菊地 広基		
		農政課	新井 和久			農政課	矢野 友基		
		農政課	石塚 麻衣						
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について
- (5) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	総会に先立ち農地利用最適化推進委員委嘱書交付式を行った。 それでは続きまして、ただ今から、令和５年第８回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。 現在の出席は農業委員１４名、推進委員８名でございます。こののちは農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前９時０６分】
議長	現在出席委員１４名であり定足数に達しておりますので、これから第８回総会を開会いたします。 議事録署名委員に関山委員、岡安委員を指名いたします。 まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	総会資料中、５、６ページ目の「日程第２ 議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」、番号１の申請を取下げの申出がされたため、本日の審議は行わないこととなりました。 なお、審議については、議案番号を繰り上げずに行いますので、よろしくお願いいたします。
<u>日程第１ 議案第２３号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第１ 議案第２３号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第２３号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画の農地につきましては、平成２９年度に農地中間管理事業を利用して、埼玉県農林公社を通じ、アルファイノベーション株式会社及び株式会社ＣＴＩフロン

	ティアが借受けている農地でございます。 今年度、貸借期間が令和5年12月6日で満了となることから、土地所有者に期間更新について意思を確認したところ、期間更新の申出があったため、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を作成したものです。 アルファイノベーション株式会社については、再設定件数 3件、筆数 6筆、面積 5,623㎡。 株式会社CTIフロンティアについては、再設定件数 5件、筆数 10筆、面積 4,969.3㎡で、両社とも期間は6年としているところでございます。 合計件数 8件、合計筆数 16筆、合計面積 10,592.3㎡となっております。計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、中間管理事業を通ず利用権設定については、令和5年12月7日からとなります。 内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。農政課からの説明は、以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案につきましては、白岡市農用地利用集積計画として決定することで御異議ございませんか。
	[質疑なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第23号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。議案第24号の審議について、江口会長職務代理は、一時的に議長をお願いいたします。
事務局	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の6ページ目を御覧願います。 新任の方がいらっしゃいますので、案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地法第3条の許可申請について説明をさせていただきます。 農地法第3条は農地を耕作する目的として賃借や使用賃借による権利設定をする場合、または、売買や贈与、交換などによる権利移転をする場合は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

事務局	農業委員会へ申請がなされた場合、農業委員会総会にて審議をし、決定後に許可書を発行する必要があります。 なお、農地法第3条には主な許可基準が定められており、 1 権利を取得しようとする者が、申請地を含め、すべての農地について農地を効率的に耕作すること。 2 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。 3 申請者又はその世帯員などが農作業に常時従事すること。 4 今回の申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。 が定められております。 今回の案件は農地を耕作する目的として、交換による権利設定をするため、許可申請がなされたものです。 番号2につきましては、農業経営効率向上のため、譲受人が、譲渡人から、交換により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は120.62a、貸付面積は77.31a、農業従事者は2名、従事日数は250日、農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、軽トラック、消毒噴霧器、を所有しております。また、申請地では、野菜を作付けする計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号3につきましては、農業経営効率向上のため、譲受人が、譲渡人から、交換により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積27.48a、貸付面積8.75a 農業従事者は3人、農業従事日数は200日、農機具については、トラクター、耕耘機、運搬車を所有しております。また、申請地では、野菜を作付けする計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長代理	説明が終了しました。これから番号2、3の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第24号番号2及び3の3条申請について、8月17日に現地を確認しました。現地案内地図の2ページをご覧ください。 現地は、圏央道から南に約1キロ、柴山沼から西に約800メートルに位置する農地です。 番号2と3は畑の交換となります。現在申請地は農地として使用されており、所有する農地は貸付地も含め、全て耕作されております。 農業経営の状況につきましては、先程事務局より説明がありましたので、割愛させていただきます。

委員	農機具についても、現地確認日に耕作に使用する機械を確認しております。 ついては、今後も耕作されると判断しましたので、御審議のほどよろしく お願いします。
議長代理	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・ 御質疑等がございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
議長代理	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作 付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるも のと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長代理	異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号については、原案のとおり決定 します。また、議案 2 4 号の審議が終了しましたので、会長は議長をお願い いたします。
<u>日程第 3 議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見につい</u> <u>て</u>	
議長	日程第 3 議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進 達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせ ます。
事務局	議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見に つきまして、御説明いたします。今回案件は 5 件でございます。 総会資料の 7 ページ目をご覧ください。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地転用許可申請について説 明をさせていただきます。 農地法第 5 条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を他の人に売買 するか、貸借して、なおかつ農地以外（宅地や雑種地等）にすることをいい ます。 今回の案件については、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域内 の農地ということで、許可権者は埼玉県になりますが、市の農業委員会の総 会において申請内容について審議を行い、その意見を付して県へ進達するこ ととなっております。 番号 1 につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、 墓地の拡張として転用するための申請です。 譲受人につきましては、霊園を経営しておりますが、墓地の需要が伸びて おり、今後も墓地購入の需要が見込まれるため、今回、申請がなされたもの です。

事務局	申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 簡単ですが説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の、番号１、上野田〇〇番地、５条申請について８月２２日現地を確認しました。 申請地は、１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 さらに、申請地はさいたま幸手線から東へ約〇〇〇メートル位のところにあり、周囲には集配センターや住宅が点在しております。 また、申請地は現在農地として使用されており、野菜の作付がされており、周辺は除草作業がされており違反等はされておりません。 したがいまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。 皆様のご審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第２５号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第４ 議案第２６号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について</u>	
議長	日程第４ 議案第２６号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について を議題といたします。
議長	本案につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、農政課職員から内容説明をいたさせます。

それでは、議案第26号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」について御説明をさせていただきます。皆様のお手元に、今回の変更内容が記載された「市基本構想変更内容対照表」に配布させていただきました。4種類ございまして、1つ目は表紙でございます。2つ目は「市基本構想変更内容対照表」、3つ目は、赤字で令和5年と記載のある「変更後の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」4つ目は、現状の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」でございます。

今回につきましては、「市基本構想変更内容対照表」をもとに説明をさせていただきます。

資料の配布が会議当日となってしまったことを、まずお詫び申し上げます。

では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について説明させていただきます。

この「基本構想」は、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」の内容に即し、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるものでございます。

当市の農業を将来に渡り持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を育成することが重要であることから、将来育成すべき農業経営の目標設定や、その実現に向けての措置などを定めた「基本構想」を策定しております。

当市では、平成6年に「基本構想」の策定を行い、平成22年、平成26年、令和4年に見直しによる改正を行っております。

今回の改正理由でございますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正を受けて、埼玉県から「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を変更した旨の通知がありました。

それに伴い、埼玉県から各市町村に対し「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更を行うよう指示がありましたことから、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、今回の法改正の内容に即した形に変更をさせていただきます。

市の「基本的な構想」の見直しにあたりましては、農業経営基盤強化促進法第6条第4項及び同法施行規則第2条において「農業委員会」及び「農業協同組合」に意見を聴かなければならないと規定されていることから、御審議をいただくものでございます。

さて、本議案につきましては、「市基本構想変更内容対照表」に基づき説明させていただきますが、御説明の前に、基本構想の主な3つの改正点について御説明させていただきます。

1点目といたしまして、人・農地プランや利用権設定等促進事業に関する記載を見直しています。

これは、地域計画が法定化されたことから、人・農地プランに基づく表現を地域計画の趣旨に即した形に変更しております。

これに伴い、農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業に関する記載が削除されております。

農政課

2 点目といたしまして、法改正に伴い、第 4 に「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新規に追加されております。

内容といたしましては、「1 農業を担う者の確保及び育成の考え方」、「2 市が主体的に行う取組」、「3 関係機関との連携・役割分担の考え方」、「4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」の 4 項目が新たに規定されたものです。

3 点目といたしまして、「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標値」が 5 0 % から 5 6 % に変更しています。これは県の基本方針で、目標値が変更されたことに伴う修正でございます。

また、基本的な構想の改正に当たりましては、国から示された基本的な構想の変更に係る「記載の考え方や記載例」及び「県の基本方針」に沿って作成しております。

また、県から「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更の流れが示されておりまして、農業委員会等に意見を照会する前に、原案を作成し、県の審査を受けるよう指示がございました。

そのため、今回、農業委員会に提出させていただいている改正案は、県の審査をいただいたものでございます。

では「対照表」に基づき簡単に説明させていただきます。

2 頁から 3 頁の目次に係る主な変更点でございますが、既存の表題について、文言の追加や修正を行っているほか、第 3 の次に、第 4 として「第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新規に追加されております。それに伴い、第 4 以降の番号や頁が変更されております。

また、変更前の第 5 の「1 利用権設定等促進に関する事項」が廃止されたことから、代わりに、地域計画に係る事項の「協議の場の設置の方法」や「地域計画の区域の基準」等の項目に内容が変更されております。

これに伴い、利用権設定等促進事業に係る事項が定められていた「別紙 1」及び「別紙 2」については、合わせて廃止となっております。ただいまのところ 2 項と 3 項にかかる部分となります。

4 頁の主な変更点でございますが、下段にあります「地域農業集団 6 団体」を「地域農業集団 5 団体」に変更しております。これは地域農業集団のうち 1 団体（転作大豆加工部会）が解散したことに伴う修正でございます。その他、「地域計画」に係る事項を追記されております。

6 頁の主な変更点でございますが、6 の「(1) 新規就農の現状」について、「令和 2 年」を「令和 4 年」に変更しております。

8 頁の主な変更点でございますが、(4) の「イ 篠津地区」につきまして、「人・農地プランの作成」に係る部分を削除し、「担い手の確保が見込めない地域については、企業等の農業参入を支援する」といった内容に変更しております。

9 頁から 12 頁の主な変更点でございますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、第 3 の次に「第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農

農政課	業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新規に追加されております。 1 3 頁の主な変更点でございますが、「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標」について、県の「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の目標が、50%から56%に変更されたことに伴い、市の基本構想の目標も変更されたものでございます。その他、表題の文言等が修正されております。 1 4 頁の主な変更点でございますが、(3)の「関係団体との連携体制」につきまして、「地域計画」の策定に係る事項が追加しております。 また、第6の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の「地域の特性を考慮しながら」以降の文章について、「地域計画」を絡めた内容に変更させていただきます。 1 5 頁の主な変更点でございますが、変更前の「①利用権設定等促進事業」は廃止され、変更後の①は、地域計画に係る「協議の場の設置」や「地域計画の区域の基準」に関する事項等の内容に変更されております。 また、②から④については、文言の修正や追加を行っています。さらに、⑤の次に、⑥として、「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項」を新規に追加され、元々に⑥が⑦に変更されています。 1 6 頁の主な変更点でございますが、イについて、「基盤整備が行われていない区域については、企業等の農業参入を支援する」といった内容が追加されています。 また、1 6 頁から2 7 頁に掛けて変更前の「1 利用権設定等促進事業に関する事項」が廃止され変更後の1 には、地域計画に係る「協議の場の設置の方法」や「地域計画の区域の基準」に関する事項が追加されています。 2 8 頁の主な変更点は、文言の修正だけでございます。 3 1 頁から3 3 頁の主な変更点は、「利用権」を「賃借権等」に、文言を変更しております。 3 4 頁の主な変更点は、4 の「農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項」の(1)の前に、「地域計画」に関する文言が追加されております。 3 5 頁から3 8 頁の主な変更点は、「利用権」を「賃借権」に、「人・農地プラン」を「地域計画」に変更しております。 3 9 頁の主な変更点でございますが、「附則」が追加されております。 また、附則の2において、経過措置を規定しています。今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正において、附則で「経過措置」が定められており、「地域計画が策定された区域」を除き、令和6年度までは、旧農業経営基盤強化促進法の規定が適用されることになっておりますことから、同様に経過措置に係る附則を追加したものでございます。 また、「別紙1」と「別紙2」につきましては、廃止された「利用権設定等促進事業に関する事項」に係る内容であるため、削除しております。 簡単ではございますが、以上が変更内容についての説明となります。
-----	---

農政課	なお、誤字等の軽微な修正については、改めて農政課で対応させていただきます。 また、今回の農業経営基盤強化促進法の主な改正部分の地域計画につきましては、従来、人・農地プランということで、地域ごとに担い手をまとめるか文書で対応していましたが、改正後の地域計画では、地元の話し合いに基づき、計画だけではなく、将来計画の図面も作るもので、より将来性のある計画の流れとなっており、今回の改正となったものです。 今後の流れでございますが、9月1日までに、農業委員会及び農業協同組合の意見書を添付して、県に「市の基本的な構想」の変更に係る協議書を提出します。その後、9月7日頃を目途に県から協議に対しての回答があり、9月15日頃を目途に、「市の基本的な構想」について変更の告示を行う予定となっております。
議長	以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。 説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	ただいま、農政課から説明がありましたが、冒頭、資料の配布が遅れたとのことでしたが、これだけの量の資料の確認をこの場で説明を受けて意見を求めるのは急な話なのではないかと思います。 できれば1週間前には配布していただかないと、この場で内容を確認し、すぐ委員の意見を述べてくれというのは難しいのではないのでしょうか。 特に8頁の内容が大きく変わっております。〇〇の関係もありますので、こちらも内容を協議して意見の提出をした方がよいのではないのでしょうか。
農政課	資料の配布が遅くなり申し訳ございませんでした。県に原案の提出をいたしまして、原案の回答が1週間前の資料配布に間に合いませんでした。回答が来ていなくても皆様に配布すればよかったのですが、配慮が足りず申し訳ございませんでした。
議長	文言的に難しい内容ですが、何かお気づきの点がございましたらご意見をお願いします。
委員	8頁のイの篠津地区の〇〇や△△の北側の開発が進む途中の段階ですが、ここに「農業の」という文言があります。将来的に倉庫が乱立するような傾向もありますし、〇〇北側では産業地域に設定されておりますので、ここで農業を営むのは皆無ではないのかと思います。
局長	委員には〇〇の事業について詳しく御説明していない状況ですが、まず、倉庫が乱立するということはありません。土地改良事業で3割部分は非農用地化し活用しておりますが、残りの7割については、〇〇がハウス栽培施設を計画しておりまして、ただいま補助金の申請の手続きをしている段階です。

局長	今後、エリアを拡大したとしても、非農用地部分につきましては、農地以外の土地活用がされる可能性があります、基本的には土地改良事業を行いますので、倉庫が何個も建つ予定ではありません。 また、△△の北側の地域につきましては、街づくり課を通じて情報は入ってきております。ただ、篠津地区といいましてもエリアも広いので、全体的に見てこのような表現をさせていただいているところでございます。 この表現をもとに開発行為やその他の土地利用ができないということではございませんのでご理解申し上げます。
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第26号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第5 議案第27号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>	
議長	日程第5 議案第27号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を議題といたします。 本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 引き続き、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、説明をさせていただきます。 今回、農用地区域からの除外につきまして、令和5年6月5日から16日までの2週間をもって受付しましたところ、10件の申出がございました。 本日は、この10件につきまして、お諮りいたしたいと存じます。 皆さまには、今回の除外案件の総括表と各案件の資料を事前に配布させていただいております。本議案につきましては、こちらを基に説明いたします。 なお、配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、机の上に置いたままにしておいてくださいますよう、お願いいたします。 除外を行う際の審査内容についてご説明させていただきます。 除外を行うには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定められた6つの要件を全て満たす必要があります。 1号 除外する理由が必要かつ適当であって、他に代わりとなる土地がないこと。

農政課	2号 農業経営基盤強化促進法により定める地域計画の達成に支障がないこと。 ※当市には、現在地域計画が定められた区域はないため、本号が問題となることはありません。 3号 農地の集団化や効率的な農作業に支障がないこと。 4号 認定農業者の農地利用に支障がないこと。 5号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。 6号 その土地で農業上の公共投資がされている場合、工事の完了後8年が経過していること。 以上です。 それでは、今回申出のあった案件の説明に移らせていただきます。 表紙と一覧表をめくっていただくと、下にページ番号がふられております。まず、1ページをご覧ください。 除外申出地は、彦兵衛〇〇の一部です。 事業計画者は現在、さいたま市のアパートに居住しており、出産を機に自らの住宅を建築することを目的として、除外申出を行ったものです。 申出地が祖父の所有地であり、隣地は宅地化されており農地を寸断するような計画でもないことから、除外要件を満たしていると考えます。 こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 続きまして、6ページをご覧ください。 除外申出地は、下野田〇〇です。 事業計画者は現在、市内のアパートに居住しており、夫婦でそれぞれ久喜市と蓮田市に勤務しております。互いの勤務先に近く、出身地でもある白岡市に住宅を建てることを決め、出産を控えた妻と将来の育児のために菁莪地区の幼稚園や小中学校に近い土地を選んだとのこと。 申出者は白岡市出身であり、隣地は宅地化されており農地を寸断するような計画でもないことから、除外要件を満たしていると考えます。 こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 続きまして、11ページをご覧ください。 除外申出地は、下大崎〇〇です。 申出者は現在、申出地のすぐ南にある工業団地に工場を所有しており、合成樹脂やスポンジ商品の製造業を営んでおります。
-----	---

農政課

業績好調のため従業員を増やしたいが、下大崎にある白岡工場は駅から遠く、車での通勤が基本となるため、申出地を従業員用駐車場として利用したいとのことです。

従業員用駐車場であることから工場の近くに設置する必要があり、農地を寸断するような計画でもないことから、除外要件を満たしていると考えます。

こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、14ページをご覧ください。

除外申出地は、高岩〇〇です。

事業計画者は現在、さいたま市のアパートに居住しており、3人目の子どもの妊娠を機に新居の建築を計画したものです。

申出者はJ Rに勤務していることから、J R線の沿線かつ、妻の実家である春日部市に最も近い土地として白岡市を選んだとのことです。

申出地は白岡高校からすぐ東側の宅地化が進んでいるエリアであり、申出者の勤務先や家族環境からも申出地に住宅を建築する必要があることについて理解できるため、除外要件を満たしていると考えます。

こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、19ページをご覧ください。

除外申出地は、高岩〇〇です。

事業計画者は警察官であり、現在さいたま市にある警察寮に居住しております。

結婚を機に、寮が手狭になってきたことや将来の親の介護を考え、西5丁目にある実家まで10分程で向かえる申出地に住宅の建築を計画したものです。

申出地は申出者の実家に近く、隣地は宅地化されており農地を寸断するような計画でもないことから、除外要件を満たしていると考えます。

こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、23ページをご覧ください。

除外申出地は、実ヶ谷〇〇です。

事業計画者は現在、市内のアパートに居住しており、子どもの成長にしたがってアパートが手狭となってきたことから、住宅建築を計画したものです。土地の選定にあたって親族と相談した結果、祖母が所有しており、祖母の家から徒歩5分にある申出地の贈与を受けられることとなったために、将来の介護も考えて申出地を選んだとのことです。

農政課

申出地は祖母の所有地であり、周囲は宅地化されており農地を寸断するような計画でもないことから、除外要件を満たしていると考えます。

こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、28ページをご覧ください。

除外申出地は、岡泉〇〇です。

事業計画者は、現在市内の一戸建て住宅に居住しております。

子どもの成長や環境の変化に伴い駐車場が不足したために、自己所有地である自宅裏手の農地の一部を自家用車の駐車場として利用したいとのことです。

自家用車の駐車場であれば自宅の近くに置く必要があり、自宅の裏にある自己所有地の一部を利用する計画で農地を寸断することもないため、除外要件を満たしていると考えます。

こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、33ページをご覧ください。

除外申出地は、高岩〇〇の一部です。

事業計画者は現在、市内のアパートに居住しており、2人目の子どもの出産時期が迫ったことを機に住宅の建築を計画したものです。

申出者の実家は市内の太田新井にあるため、子育ての協力や将来の介護のために親の実家に近く、自身の勤務先である久喜市への通勤とのバランスを考え、高岩にある申出地を選んだとのことです。

申出者は白岡市の出身であり、実家や勤務先との距離も近く、周囲は宅地化されており農地を寸断するような計画でもないことから、除外要件を満たしていると考えます。

こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

続きまして、38ページをご覧ください。

除外申出地は、実ヶ谷〇〇です。

事業計画者は現在、さいたま市の社宅に居住しております。

申出者は、将来父から農業経営を継ぎたいと考えており、実家のすぐ隣である申出地への住宅建築を計画したものです。

申出地は父所有で、実家のすぐ隣にあり農地を寸断するような計画でもないため、基本的な除外の要件は満たしていると考えます。しかしながら、申出地は地目上畑ではありますが肥培管理のされていない木々が生い茂ってお

農政課	り、農地として適切に管理されているとは言えない状況です。そのため、除外の要件は満たしており申出は受け付けますが、農地転用許可までに申出地の木々を是正して農地として利用できる状態にすることが必要と考えております。 こちらの案件につきましては、申出地の是正が完了した場合に限り除外の見込みがあると判断します。 続きまして、43ページをご覧ください。 除外申出地は、岡泉〇〇です。 事業計画者は現在、市内のアパートに居住しておりますが、家族が増え、現在のアパートが手狭になってきたことから、住宅建築を計画したものです。 土地の選定にあたっては、実家の近くで、実家が駅から遠いために駐車場のスペースが確保でき、自身の出身校である菁莪小学校の学区内で検討し、実家近くにある父所有の申出地を選んだとのこと。 申出地は実家の目の前であり、父所有の梨畑の角地にあり農地を寸断するような計画でもないことから、除外の要件を満たしていると考えます。 こちらの案件につきましては、細かな書類等の修正等をお願いしているところではございますが、それらがすべて修正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	番号9の案件についてお伺いします。候補地に山林があると思いますが、農地ではなく、そちらを優先して利用することは出来ないのでしょうか。
農政課	資料4 1頁を御覧いただければと思います。そこに、委員さんがおっしゃられている山林が記載されております。こちらにつきましては、土地の形状が縦長で利用しづらい、耕作上必要な土地であるという理由により、今回は農地が申請地となったものです。
委員	基本的には、農地以外が優先という考え方でしょうか。
農政課	おっしゃるとおりです。
議長	ほかに御質疑等ございますか。 [質疑なし]
議長	お諮りします。本案につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答することと御異議ございませんか。 [質疑なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第27号については、原案のとおり決定します。

議長	以上をもちまして、議案第２３号から２７号に係る議事を終了します。 引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１号第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は６件でございます。 総会資料の１１ページから１２ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、５条の農地転用届出について説明をさせていただきます。 おおむね農地法第５条の県許可の農地転用と同じですが、本案件については、市街化区域内の農地に係る案件となるため、市へ届出をし、市で農地転用の許可処分をだすものとなります。基本的には、専決処分に対する報告となります。 番号１、２、４、５、６につきましては、住宅敷のための転用です。 番号３につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は１件でございます。総会資料の１３ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地法第１８条第６項の規定による通知について説明をさせていただきます。 通常、農地の賃貸借の解約は、農地法で制限されているため、賃貸借による賃借地の解約については農地法第１８条第１項に基づき、原則として知事の許可を受ける必要があります。 ただし、貸し人、借り人お互いの合意による解約で、土地の引渡しの時期が合意が成立した日から６ヶ月以内で、かつ、その旨が書面で明らかな場合には農地法第１８条第６項に基づき、農業委員会へ届出することにより解約することができるものとなっております。 番号１につきましては、令和５年７月２８日に届出及び解約のあったものです。 簡単ですが、説明は以上でございます。

議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 その他</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 4 その他 について でございますが、 <u>委員名簿及び緊急連絡網の配布について</u> ・資料 1・2 のとおり、新しい委員さんを加えた委員名簿及び緊急連絡網を作成しましたので、配付いたします。電話番号や住所等の個人情報が含まれておりますので、取り扱いに御注意ください。 ・事務局からの連絡をメールで希望される方につきましては、後ほど事務局へ御連絡ください。 <u>農業委員及び農地利用最適化推進委員担当地区割り表について</u> ・資料のとおり、新しい委員さんを加えた担当地区割り表を作成しましたので、配付いたします。 ・基本的には「正」の地区を中心に活動していただきます。複数人で対応する必要がある事案や、応援を求められた場合は、「副」の地区についても御対応いただく場合がありますので、よろしくお願いします。 ・農業委員さんについては、農地転用や農地売買等の現地確認をいただくための区域の目安となっています。 ・担当地区につきましては、委員さん同士で調整の上、変更することも可能です。変更した場合は、事務局まで御連絡をお願いいたします。 <u>遊休農地等現地調査について</u> 平成 21 年 12 月の農地法改正により遊休農地に対する法整備が強化され、また、平成 28 年 4 月の農業委員会法の改正により農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に向けた活動を行うことが明確化されたことにより、農地の適正管理等の指導を行う役割も強化されております。 つきましては、農地管理の一環として制度に基づき、毎年遊休農地調査を実施しています。今年度についても委員の皆様にご協力をお願いいたします。 調査方法を説明いたします。配布しております航空写真と白地図を御覧ください。航空写真と重なるような白地図を用意しました。図の赤く塗られているところが昨年度の調査において荒廃農地と判断したところになります。

赤く塗りつぶされた部分について現地をご確認いただき、荒廃した状態であれば荒廃の状況に応じて、「A」もしくは「B」と白地図に記入してください。解消されていたら「耕作」や「耕」と白地図に記入してください。

また、赤色以外のところで荒廃農地と思われる農地がありましたら、荒廃の状況に応じて、「A」もしくは「B」と白地図に記入してください。

「A」と「B」の判断基準についてですが、

- ・草刈り等により直ちに耕作することが可能な農地の場合には「A」
- ・草刈り等では直ちに耕作できないが、木の伐採や抜根・重機を入れるなどの基盤整備事業を実施することにより再生が可能な農地の場合には「B」と記入してください。

カラー刷りで資料を用意させていただきましたので、こちらを参考に調査を実施して下さるようお願いいたします。

この調査に基づき、所有者に意識調査を送付しますので、今、印がついているところが間違っていたら訂正し、正しいところに色を付けていただければと思います。

続きまして、担当地区について説明いたします。

全域を確認いただくように区切っております。なるべくお住まいの近くで、昨年調査を行った区域になるよう調整いたしましたが、委員の入れ替わりがあったため、変更となっている場合がありますので、御了承いただければと思います。

なお、委員さん同士で調査地区を交換することも可能ですが、委員さんの方で調整していただく形となりますので、交換した際は提出書類にどの地図番号を誰と交換したか分かるように記載していただくようお願いいたします。

調査結果につきましては、次回総会日の9月25日までに御提出いただくようお願いいたします。

今回初めて担当になられた委員さんについては、不明な点が多々あるかと思います。調査方法に関して疑問等がありましたら、農業委員会まで御相談くださるよう、よろしくお願いいたします。

農業委員会活動記録の提出について

- ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
- ・今回お預かりしました活動記録につきましては、農業委員の方につきましては、来月の資料配付時に返却させていただきます。
- ・新しく推進委員となられた方につきましては、後ほど記入内容等について御説明させていただきます。

農地パトロールについて

- ・違反転用や農地改良の申請があった現場を農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんのグループで概ね月2回のペースで現地確認をお願いしています。農業委員会が常に監視していることを業者や地権者に意識付けるために実施しております。

事務局	・パトロールを行う日程・グループ分けは資料４のとおりです。新メンバーで９月から実施して参りますので、よろしくお願いいたします。 ・なお、毎月の総会の最後に、念のため、翌月のパトロールの日程を御案内いたしますので、グループのメンバーと割り振られた週の範囲で日程調整をお願いいたします。行先は、現地確認当日市役所に集まっていた際などに、事務局が御案内いたします。基本的には実施日当日午後２時に事務局に集合となります。 実施にあたっては、お配りした資料を確認していただくようお願いいたします。 来月は、 ・９月５日 江原委員・大橋委員・篠津地区推進委員 ・９月１９日 岡安委員・大山地区推進委員 となります。必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 <u>来月総会について</u> ・９月２５日（月）午前９時 ・議事録署名委員の関山委員、岡安委員の両委員は来月署名をお願いします。 以上で、協議報告事項３その他を終わりにさせていただきます。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
委員	議案第２６号に関連してですが、今回農政課から意見を求める形での審議でしたが、内容的には委員の活動と密接な関係があると思いますが、実施計画等はあるのでしょうか。
農政課	地域計画につきましては、計画を定めていく上で、計画に関係する地元の委員さんにも協議の場に出席いただき、意見をいただくこととなります。 今後、具体的な計画が定まった後に、みなさまにお話しをさせていただきます。
委員	親和会の会計からですが、次回の総会の際に、親和会の会費を徴収させていただきます。 また、公務災害の保険料については、支払い済みとなっております。
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前１０時３３分]